

4 新公会計事務

(1) 不納欠損引当金の誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																											
池田子ども家庭センター	<p>平成24年度末における児童措置費負担金(*)に係る未収金16,783千円について、不納欠損引当金を誤ってゼロと計算していた。正しくは以下の計算のとおりであり、債権の回収可能性に応じて分類・集計した上で、引当計上が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="587 653 1629 856"> <thead> <tr> <th>債権の分類</th> <th>金額</th> <th>要引当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般債権</td> <td>10,016</td> <td>977</td> </tr> <tr> <td>貸倒等懸念債権</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>破産・更生債権</td> <td>6,766</td> <td>6,766</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,783</td> <td>7,744</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23年度までは経過措置として、一般債権について引当計上不要であったが、平成24年度からは計上が必要となる。これについて、担当者及び決裁者が、平成23年度までと同様に引当計上不要と誤解していたこと、破産・更生債権についても引当計上を失念していたこと、チェックが漏れていたことに起因している。</p> <p>(*) 児童措置費負担金とは、児童福祉施設に入所措置を行った場合に、児童福祉法第56条にかかる負担金を、本人又はその扶養義務者から負担能力に応じて徴収しているもの。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準及びその注解】 第14条 (3) 不納欠損引当金 未収金の不納欠損見込額を計上する。なお、不納欠損見込額は、個々の債権の状況に応じた、合理的な算定方法により算定する。</p> <p>【評価性引当金取扱要領】 第5条 要引当金額は、債務者の財政状態又は経営状態等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。</p> <table border="1" data-bbox="661 1434 2445 1780"> <thead> <tr> <th>債権の分類</th> <th>分類の定義</th> <th>要引当金額の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般債権</td> <td>財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権</td> <td>過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。</td> </tr> <tr> <td>貸倒等懸念債権</td> <td>破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。</td> </tr> <tr> <td>破産・更生債権</td> <td>破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。</td> </tr> </tbody> </table> </div>	債権の分類	金額	要引当額	一般債権	10,016	977	貸倒等懸念債権	0	0	破産・更生債権	6,766	6,766	合計	16,783	7,744	債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法	一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。	貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。	破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。	<p>財務諸表作成に当たっては、債権の回収可能性の実態を適正に反映させることが必要である。</p> <p>そのため、平成25年度の大阪府の財務諸表作成に当たっては、担当者及び決裁者が不納欠損引当金の算定方法を正しく理解した上で、大阪府財務諸表作成基準及び評価性引当金取扱要領に従って、回収可能性に応じて個々の債権を分類・集計し、財務諸表に適正な不納欠損引当金を計上されたい。</p>	<p>平成25年度の財務諸表の作成においては、大阪府財務諸表作成基準及び評価性引当金取扱要領に基づき、所要の不納欠損引当金を計上した。</p> <p>今後とも、会計局等の関係機関の指導を受けながら、大阪府財務諸表作成基準等の諸規定に則って、財務諸表に適正な不納欠損引当金を計上し、適正な事務処理に努める。</p>
債権の分類	金額	要引当額																												
一般債権	10,016	977																												
貸倒等懸念債権	0	0																												
破産・更生債権	6,766	6,766																												
合計	16,783	7,744																												
債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法																												
一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。																												
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。																												
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。																												